



11月は児童虐待防止推進月間

あなたが 気づいてないかも そのサイン

令和5年度「児童虐待防止推進月間」標語

令和4年度の市内の虐待に関する相談件数は133件。令和3年度から36件増加しました。虐待は特別な人だけが行うものではありません。「カッとなってやった」といった言葉を耳にするように、いけないと分かっているにもかかわらず行ってしまうリスクがあります。周囲の親族や地域の方で、子育て中の保護者に接する機会のある方は、保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。

問 子育て支援課（内線184）または
東濃子ども相談センター（☎23-1111）

虐待をしてしまったと悩んでいる時

児童相談所相談専用ダイヤル

いちはやく おなやみを
0120-189-783

虐待と思われる子どもを見つけた時

児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく
189

専門のスタッフが寄り添います

イオンモール土岐2階の「ときめっく」や子育て支援センターでは、子育ての悩みや日々の心配事の相談を受けたり、親同士のつながりを生むイベントなどを開催したりしています。お話だけでも、子どもと遊ぶだけでも大丈夫です。お気軽にお立ち寄りください。



ときめっくInstagram



12月3日から9日は「障害者週間」 誰一人取り残されない社会を考える

わたしたちが
できることを考えてみよう



ヘルプマークを
身に着けた方を見かけたら

ヘルプマークは、外見では分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身に着けています。電車やバスの中で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど、思いやりのある行動をお願いします。

※ヘルプマークは、福祉課で受け取ることができます。（家族など代理人による受け取りも可能です）

虐待かも知れない…と思ったときは

障がい者への虐待は、虐待をしている認識がない場合や、虐待をされている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。小さな兆候を見逃さずに早期発見することが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった「気付き」でも大丈夫です。情報をお寄せください。

問 福祉課（内線218）

冬を迎える前に 早めに水道の防寒対策をしましょう

毎年冬を迎えると、水道管や水道メーターが凍結して水が出なくなったり、破損したりする事故が多発します。その際の修繕費用や漏水した場合の水道料金は、自己負担となってしまいます。いつもどおり水道が使用できるように、事前に防寒対策をして凍結による破損事故を防ぎましょう。

※修理などの依頼は、市水道工事指定店をお願いします。

※水道を長期間使用しない場合は、休止制度をご利用ください。



▲指定店一覧

■注意が必要な箇所

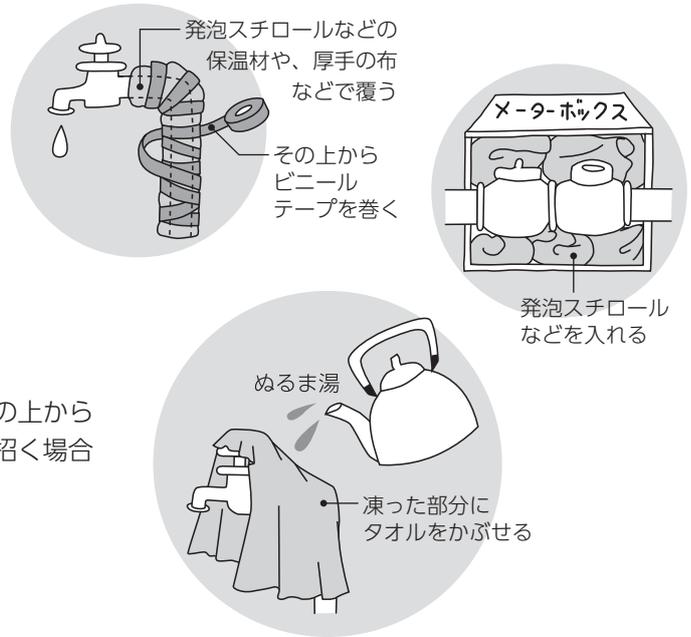
- ▷ 露出している水道管や水道メーター
- ▷ 屋外の蛇口、散水栓 など

■防寒対策

- ▷ 露出している水道管を保温材や厚手の布などで覆う
- ▷ メーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れる

■凍結してしまった場合

蛇口を開いた状態で水道管にタオルや布をかぶせ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて解凍する。ひび割れや破裂を招く場合があるので、火や熱湯は使わない。



☎ 上下水道課 (内線338)

WARMBIZ 地球にやさしい冬にしましょう

実施期間

11月～3月

「ウォームビズ」は、暖房に頼りすぎず、服装などを工夫して冬を快適に暮らすライフスタイルです。地球温暖化対策のため、暖房時のエネルギー使用量とCO₂発生量を削減して、地球にやさしい冬にしましょう。



- ▶ マフラーや手袋、レッグウォーマーで3つの首(首、手首、足首)を温めましょう。
- ▶ 動きやすく温かい室内着を活用しましょう。



- ▶ 煮込み料理を食べて体もお部屋も暖めましょう。
- ▶ 冬が旬なもの、根菜類、ショウガなど、体を温める食材をとりましょう。



- ▶ 暖房時の室温は20度を目安にしましょう。
- ▶ 温度計、湿度計を置いて、室内の環境を見える化しましょう。

☎ 生活環境課 (内線177)

12月11日～20日は年末の交通安全県民運動

「年末を無事故で過ごしよい年始」

令和5年スローガン

— 事故を防ぐために気を付けよう —

見えずらい夕暮れ時と夜間の事故防止

歩行者・自転車利用者は、反射材を身に付け自分の存在を自動車運転者に知らせましょう。

自動車運転者は、早めのライト点灯と適切なハイビームの使用を心掛けましょう。

横断歩道を渡る歩行者の安全確保

自動車運転者は、横断歩道を渡るうとして歩行者がいる場合、一時停止し、歩行者の安全を確保しなければいけません。

飲酒運転は「しない、やせない、許さない」

飲酒による人身交通事故は、10～12月が最も多く、特に年末にかけて増加する傾向があります。飲酒運転は「しない、やせない、許さない」を徹底しましょう。

自転車などに乗る際はヘルメットを着用しましょう

自転車利用者は、ヘルメットを着用するほか、自転車損害賠償責任保険への加入や反射機材の装着を徹底し、交通ルールを守って事故防止に努めましょう。

☎ 生活環境課（内線171）

情報公開・個人情報保護制度の実施状況を公表します

市政における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いと自己情報の開示請求など個人の権利を保障するため、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。

令和4年度の実施状況

情報公開制度

▽請求件数32件（開示9件、一部開示19件、不存在3件）

▽公開された主な文書（工事設計書、会議録など）

個人情報保護制度

▽請求件数10件（開示7件、一部開示2件）

※請求件数には審査請求があったものも含まれています。ただし、審査請求後に開示などの決定がされていないため、開示の状況の件数には含まれていません。そのため、情報公開制度、個人情報保護制度ともに請求件数と開示の状況の合計件数は、一致していません。

市が行った開示などの決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。市は審査請求があったときは、中立的な立場からその決定を審議する「情報公開・個人情報保護審査会」の意見を聞き、その意見を尊重した決定をしなければなりません。令和4年度は、情報公開制度で1件、個人情報保護制度で1件審査請求がありました。

☎ 総務課行政係（内線526）

情報コーナーをご利用ください

市役所1階（市民課東側）の情報コーナーに、市が保有する情報を検索するための資料、予算書、統計書、市議会会議録を設置しています。どなたでも自由に閲覧できます。ご利用ください。

固定資産税・都市計画税は1月1日の持ち主に課税されます

課税される税金 土地や家屋などに

固定資産税と都市計画税を合わせると、市の税収の約50%を占め、福祉・救急・道路整備など、暮らしにかかわる行政サービスを行う上で重要な財源となっています。

固定資産税 固定資産（土地、家屋、償却資産）にかかる税金で、毎年1月1日の固定資産の持ち主（納税義務者）に課税されます。

都市計画税 都市計画や土地区画整理事業に充てるための税金で、都市計画用途地域にある土地・家屋に課税されます。

納税通知書の 税額の計算と 発送

税額の計算方法 **課税標準額 × 税率（固定資産税1.4%、都市計画税0.3%）**
※課税標準額は評価額（固定資産評価基準に基づいて決定される）から計算しています。

納税通知書の発送 毎年4月に納税通知書を納税義務者（共有の資産は共有代表者の方）に送ります。
※市内で同一名義人が所有する固定資産で、それぞれの課税標準額の合計額が免税点（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）未満の資産は課税されないため、通知されません。

住宅用の土地は税額が軽減されます

住宅用の土地の税額は、面積により軽減されます。

住宅用土地の面積	算定式	
	固定資産税	都市計画税
200㎡まで	評価額 × $\frac{1}{6}$ × 税率1.4%	評価額 × $\frac{1}{3}$ × 税率0.3%
200㎡を超え 家屋床面積の 10倍まで	評価額 × $\frac{1}{3}$ × 税率1.4%	評価額 × $\frac{2}{3}$ × 税率0.3%

家屋の税額の軽減

▶新築住宅を建てたとき

要件により、床面積120㎡までを限度に、3年間（長期優良住宅の場合は5年間）固定資産税が2分の1に減額されます。

▶特定の住宅改修工事を行ったとき

住宅改修（耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修）工事を行った場合、固定資産税が減額されることがあります。工事費用や改修内容などの要件がありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

よくある質問にお答えします

Q. 年の途中で土地や家屋を売却した場合は誰に課税されるの？

A. 固定資産税、都市計画税は毎年1月1日現在の所有者に対して課税されます。
年末に土地や家屋を売買しても、年明けに登記をした場合、1月1日現在の登記上の所有者は売主のままなので、売主の方に課税されます。

Q. 償却資産とは？

A. 会社や個人が行う事業で使用する機械、器具、備品、工具、構築物などです。償却資産は、1月1日現在の資産所有状況を毎年1月31日までに所在する市町村に申告する必要があります。なお、太陽光発電施設も個人事業扱いとなる場合は申告が必要です。

Q. 家屋を取り壊したらどうすればいいの？

A. 家屋を取り壊した場合、翌年度からその家屋は課税されません。家屋（一部を含む）を取り壊した場合はご連絡ください。なお、家屋の取り壊しにより、土地の税額が増減する場合があります。

Q. 土地の課税地目が登記地目と違う場合は？

A. 登記の地目にかかわらず、課税の地目は1月1日現在の土地の状況や利用目的で認定します。土地の利用状況を変更した場合は、早めにご連絡ください。